

社会福祉法人旭川小泉福祉会
役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川小泉福祉会（以下「当法人」という。）定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めたものである。

(役員等の報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、役員等が施設長等の当法人職員の場合は支給しない。

(1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

5,000円/日

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

5,000円/日

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。